

米子市地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

1 修正理由

国や鳥取県の関係規則及び計画等の修正や本市における今年の7月豪雨や台風24号などの教訓を踏まえ、本計画の実効性を高め、総合的かつ計画的に防災活動を推進するため所要の修正を行うものである。

2 主な修正概要

（1）指定地方行政機関等の追記＜共通対策計画 第1章第7節関係＞

国土地理院中国地方測量部が新たに指定地方行政機関に指定され、またケーブルテレビ4社（株式会社中海テレビ放送、日本海テーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレピア、鳥取中央有線放送株式会社）が指定地方公共機関に指定されたため、当該機関及び処理すべき事務などについて明記した。

（2）注意報、警報の発表基準の修正＜共通対策計画 第3章第6節関係＞

気象庁が気象警報等の発表基準を災害発生に密接に結びつく指標を用い変更したため、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報の発表基準を修正した。

（3）支え愛避難所と支援の実施について追加＜共通対策計画 第3章第8節関係＞

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正に伴い、地域住民が自主的に避難し運営する自主避難所等を「支え愛避難所」として、避難所の一形態としてとらえ必要な支援を行うことを明記した。

（4）避難勧告等の発出基準の修正等＜共通対策計画 第3章第8節関係＞

国の洪水予報河川の避難勧告等の発出基準の見直しに伴い、発出時の計画基準を修正した。また、新たに気象庁から洪水警報の危険度分布が提供されることとなったため、水周知河川の避難勧告等の発出基準の一つとして追加した。

（5）避難勧告の解除の考え方の新規追加＜共通対策計画 第3章第8節関係＞

今年の本市での災害対応において、避難勧告の解除基準が不明確であったため、災害ごとの避難勧告の解除の考え方を明記した。

（6）津波被害想定の修正＜津波災害対策計画 第1章第1節、第2節関係＞

国や県の津波浸水想定区域や被害想定の見直しに伴い、本市被害想定と浸水想定区域を修正した。

（7）除雪出動基準の修正＜雪害対策計画第3節関係＞

豪雪災害の教訓を踏まえ、除雪出動基準を見直し修正した。